

再意見募集要領

1 再意見募集の対象

- (1) ワイヤレスブロードバンドの今後の展望（2015年ごろや2020年ごろのワイヤレスブロードバンドのサービスイメージ、システムイメージ等）
- (2) ワイヤレスブロードバンドを実現するための課題（周波数の確保、国際標準化・研究開発の推進、利用環境の整備）
- (3) 関連する国内外の動向と課題
- (4) 意見募集において寄せられた意見に対する意見
- (5) その他

2 資料入手方法

総務省のホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布いたします。

3 再意見提出の期限

平成22年7月2日（金）17時まで（郵送の場合は、同日付け必着）

4 再意見提出の方法

別添の「再意見提出フォーマット」に日本語にて記入の上、電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出してください（出来る限り、電子メールにて送付願います。）。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：frequency-kentou-2010_atmark_ml.soumu.go.jp

ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ事務局あて

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ 電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) F A Xを利用する場合（※電波政策課に電話連絡後、送付願います。）

電話番号：03-5253-5875（直通）

F A X番号：03-5253-5940

ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ事務局あて

※ 別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課

ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ事務局あて

5 留意事項

提出された再意見は、本ワーキンググループにおける検討の参考とさせていただきます。再意見内容については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表します。

また、再意見内容等は原則公表とさせていただきますが、不都合がある場合は事務局まで御連絡ください。

なお、再意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

再意見提出フォーマット

意見提出年月日：平成 22 年 月 日

所属（会社名・団体名等）	
氏名（※）	
住所（※）	
連絡先	連絡担当者氏名： 電話： FAX： 電子メール：

※ 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をご記入ください。

意見項目	意見内容
(1) ワイヤレスブロードバンドの今後の展望（2015 年ごろや 2020 年ごろのワイヤレスブロードバンドのサービスイメージ、システムイメージなど）	
(2) ワイヤレスブロードバンドを実現するための課題（周波数の確保、国際標準化・研究開発の推進、利用環境の整備）	
(3) 関連する国内外の動向と課題	
(4) その他、将来のワイヤレスブロードバンドによるサービスやシステムに関する事項	

複数のサービスやシステムについてご回答される場合は、それぞれ別々のフォーマットに記入してください（できるだけイメージ図等を加えてください。）。

意見募集において寄せられた意見に対する意見

No.	意見提出者	寄せられた意見に対する意見内容